
三条ものづくり学校 Prototype Thinking Area 利用規約

2016年11月現在

本規約は、株式会社ものづくり学校（以下「当社」という）が運営する Prototype Thinking Area において、利用者である PTA 会員（以下「会員」という）と当社との間に適用される利用条件を定めたものです。会員は本規約を遵守するものとします。本規約を確認の上同意し、ご利用をお願いいたします。

第1条 (Prototype Thinking Area)

1. 当社が運営、管理を行う三条ものづくり学校の3階304号室を総称して Prototype Thinking Area (以下「PTA」という) といいます。
2. 本規約に同意した会員のみが PTA 施設内の設備を使用できます。なお、機器の利用は、利用が可能な状態で、初回講習を受講した会員のみが行うことができます。ただし、イベント時は事務局スタッフまたは監督者同伴の元、会員以外も機器を体験利用することができます。

第2条 (会員)

1. 利用希望者は、当社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員登録を行うものとします。
2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員登録に対し、当社が承諾した者とします。なお、中学生以下の申込みには保護者の承諾を必要とします。
3. 未就学児の会員登録はできません。
4. 会員は、本規約ならびに三条ものづくり学校「ご利用にあたっての注意」他、当社の定めるルールを遵守しなければなりません。
5. 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

第3条 (入会金と会員登録)

1. 会員は入会時、身分証明書を掲示の上、年会費1,000円を事務局に支払うものとします。
2. 会員登録後、施設利用に必要な会員証を事務局より発行します。
3. 会員証を紛失した場合、また住所・電話番号等登録情報に変更が生じた場合は、直ちに事務局に届出るものとします。
4. 一旦納入した年会費及び別途発生する費用等の諸費用は返金いたしません。

第4条 (利用日)

会員は次の時間内で、PTA 施設を利用できるものとします。

火曜～日曜 9時～17時 (月曜定休)

年末年始の利用停止期間は12月29日～翌1月3日を基本とし、毎年曜日の並び等により変動します。また、運用状況により、利用時間の変更や入場制限を行う場合があります。

第5条 (更新)

1. 会員期間終了予定日の1か月前から更新手続きの受付を開始します。
2. 更新を希望する場合は事務局に申請し、年会費1,000円を支払うものとします。
3. 更新手続き後、新しい会員証を事務局より発行します。

第6条（施設利用）

1. 会員は下記の事項を守り PTA 施設を利用することとします。
 - ① PTA 施設内の注意書きやスタッフの指示には全て従うこと。
 - ② 営業終了時間までには PTA 施設を退出すること。退出時に手順を終了していないことが続いたり、過度にスタッフによる補助を必要とする場合は、会員資格が取り消されることがあります。
 - ③ 中学生以下が工具以外の機器を利用する際は、会員であり該当機器の初回講習を受講した保護者が同伴すること。
 - ④ 設備や備品の破損・紛失、内装の破損・汚れが発生した場合、紛失・破損した場合またはそれを発見した場合はただちに事務局に申し出ること。
 - ⑤ 機器運転開始前にそれぞれの機器の安全を確認すること。
 - ⑥ 危険な作業では、保護眼鏡、手袋等の安全装備を必ず着用すること。
 - ⑦ PTA 施設内では、つま先の覆われた足元がしっかりした靴を履くこと。
 - ⑧ 長髪は後ろで束ね、垂れ下がる装身具や付属品は外すこと。
 - ⑨ 会員バッジをつける場所に留意し、ネックストラップは使用しないこと。
 - ⑩ 作業後は後片付け・清掃をし、工具や備品は全て所定の場所に戻すこと。

3. 会員は PTA 施設内で下記の事項を行ってはけません。
 - ① 利用受付をせず、無断で PTA 施設を利用すること。
 - ② 利用申告をしていない機器を無断で利用すること。
 - ③ 電源の入った機器を無人で放置すること。使用後は速やかに電源を切ってください。
 - ④ 機器を操作している他の会員の注意を妨げること。
 - ⑤ 操作する能力のない、あるいは初回講習を受講していない機器を使用すること。
 - ⑥ 飲酒状態、判断力を低下させる薬を服用した状態で PTA 施設を利用すること。
 - ⑦ PTA 施設内にペットを連れ込むこと。
 - ⑧ PTA 施設内で喫煙・火気を使用すること。
 - ⑨ PTA 施設内で食事をする事。
 - ⑩ 公序良俗に反する内容や法令に違反する目的で使用すること。ご利用中であっても不適切な内容と認められる場合はご利用を中止させていただきます。

第7条（利用料金）

1. 利用終了後に事務局にて利用時間分の料金を支払うものとします。
2. 利用時間とは機器の操作時間以外にソフトウェアのセットアップや機器の稼働時間すべてが含まれます。

第8条（施設の利用手順）

<利用前>

1. 事務局に利用予定日時と利用希望の機器を申請し、利用予約をしてください。予約は火曜～日曜 9 時～17 時の間、直接・電話・メールにて受け付けます。機器や工具の数、スペースには限りがあるため、状況により予約をお断りさせていただく場合があります。
2. 予約日時の 10 分前に三条ものづくり学校事務局にお越しになり、利用受付をしてください。PTA 施設に入室するための暗証番号をお伝えします。会員証をお預かりし、会員バッジをお渡します。受付済みの目印となりますので、利用中は会員バッジを身につけてください。

<利用後>

1. 事務局へお越しになり、利用料金の精算をしてください。
2. 会員バッジと引き換えに会員証をお返します。

第9条（機器）

1. 使用する素材や環境により機器の最適な設定は全て異なります。本出力の前に必ず機器の設定を確認してください。
2. 機器のドライバーソフトで認識するデータの作成・修正は会員の責任でおこなってください。スタッフによるサポートはいたしません。
3. 出力前のデータの事前チェックは受け賜りません。会員自身の責任でチェックをしてください。

第10条（利用制限及び利用の一時的な中断）

第4条の利用時間に変更が生じる場合は、三条ものづくり学校のホームページ等で告知しますが、下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に利用の中断や利用制限を行う場合があります。この場合、会員に発生した損害に対し当社は一切の責任を負いません。

- ① 設備の臨時保守、臨時点検、臨時修理などを行う場合
- ② 火災・停電等の事故により利用が出来なくなった場合
- ③ 天変地異、テロなどにより利用が出来なくなった場合
- ④ その他、予期せぬ事由により利用の中断等をせざるを得ない場合

第11条（遺失物の取り扱い）

PTA 施設内での遺失物、放置された作品や材料については、当館で1週間保管します。1週間を過ぎても持ち主が名乗りでない場合には処分させていただきます。

第12条（責任）

1. 会員は PTA 施設内の設備（機器・ソフトウェア・工具など）を破損・紛失した場合、当該破損の修復及び PTA 施設に生じた損害を賠償するものとします。
2. 会員は、PTA 施設・他の会員・第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。
3. PTA 施設内の機器や工具で製作した作品の出来栄については当社では一切の責任を負いません。
4. データを含む製作物が、第三者の著作権・商標権・特許権・意匠権を含む知的財産権その他の権利を侵害する場合は、ご利用をお断りさせていただきます。また、上記権利への侵害が発生した場合、当社では一切の責任を負いません。
5. PTA 施設内で生じたいかなる損害（施設において発生した怪我および盗難ならびに PTA 施設で作成した作品から発生した不具合、怪我、損傷および損失を含むがこれに限らない）について当社の故意または重過失があった場合を除き、当社およびその関係会社は責任を負いません。

第13条（退会、会員資格の喪失）

4. 自ら退会を希望する場合は、会員期間終了日の1か月前までに事務局に所定の退会届けを提出することにより、会員期間終了日限りで退会することができます。届出が1か月前を過ぎた場合には、継続して翌1年間分の年会費をお支払いいただきます。
5. PTA の運営が終了した場合、会員契約も終了します。
6. 下記に該当する会員に対しては強制的に会員契約を解約し、会員資格を喪失するものとします。
 - ① 本規約ならびに三条ものづくり学校「ご利用にあたっての注意」他、当社の定めるルールに違反したとき。
 - ② 当社の名誉や信用を毀損したり秩序を乱す行動をしたとき。
 - ③ 会員登録書類その他提出する書類に虚偽を記載したとき。
 - ④ 反社会的勢力に該当すると認められるとき。

第14条（個人情報の安全管理について）

会員の個人情報は、厳重かつ適切に管理し、本人確認や当社からの情報提供の目的に限定して使用させていただきます。

ます。

第15条（本規約の変更）

本規約は当社が必要に応じて変更することがあります。変更後の内容については速やかに周知のうえ、適用するものとします。

平成28年11月
東京都千代田区一番町4-42

株式会社ものづくり学校